

令和 8 年度
おきなわ音楽月間運營業務
概要仕様書

沖縄市役所 経済文化部
文化芸能課

1. 業務名

おきなわ音楽月間運営業務

2. 趣旨・目的

音楽によるまちづくりを推進するため、10月から翌年1月までの4ヶ月間を「おきなわ音楽月間」と位置付け、本市の音楽関連情報等の収集及び発信を行うとともに、音楽イベント等を開催することで、地域の賑わい創出を図る。

3. 委託期間

業務着手日から令和9年2月26日（金）まで

4. 業務内容

(1)市内音楽関連情報等の発信業務

①音楽イベント情報の発信

おきなわ音楽月間のホームページに、市内ライブハウス等ホームページ（SNSを含む）へのリンクを貼り、おきなわ音楽月間ホームページ閲覧者が容易に市内音楽関連情報を収集できるように環境を整えること。また、市内ライブハウス等ホームページ（SNSを含む）へアクセスしたくなるようなページデザインを施すこと。

(2)音楽ワークショップの実施

①公募により、下記の音楽ワークショップを開催すること。

- ・小学生以上を対象に広く参加者を募り、数ヶ月にわたって講師による楽器演奏指導を行ったうえで、MUSIC POWER 2026 で発表演奏を行う。
- ・小学生以上を対象に広く参加者を募り、数ヶ月にわたって講師による三線等の演奏指導を行ったうえで、沖縄民謡 LIVE で発表演奏を行う。

(3)まちなかLIVEの開催

①市内全域において、まちなかLIVEを開催し、期間中の賑わいを創出すること。

初回のLIVEは、オープニングLIVEとして、おきなわ音楽月間を広くPRできるLIVEとすること。

②LIVEの実施にあたっては、近隣住民への配慮として騒音対策及び駐車場の確保ができる場所で実施すること。

③出演者は公募することとし、審査及び市との協議のうえ選定すること。なお、公募にあたっては、応募者を増やすための工夫をこらすこと。

④出演者の選定にあたっては、多様なジャンルで選出し、沖縄市在住者や出身者、

沖縄市で活動している高校生を含めた 10 代～20 代の若い世代を優先的に選定すること。

- ⑤地域内のまちづくりに携わっている者や、自治会・通り会、飲食業組合等と調整を行い、意見を取り入れながら連携したイベントを実施すること。
- ⑥開催時期は、10 月から翌年 1 月の金、土、日曜日で、時間帯は 17：00～21：00 以内とし、各月 2 回以上開催すること。
- ⑦多くの人に観覧してもらえよう、積極的に市内の他イベントと連携した LIVE を開催すること。

(4) MUSIC POWER 2026 の開催

- ①市内、県内及び県外著名アーティスト（それぞれ 1 組以上）と、まちなか LIVE へ出演したアーティスト（2 組以上）、ワークショップ参加者で結成したバンド等による音楽祭を開催すること。
なお、まちなか LIVE 出演者の選定にあたっては、紙媒体及びホームページ等のアンケート結果をもとに決定すること。
- ②開催時期は 12 月とし、多くの観客を動員できる場所で開催すること。
- ③新聞掲載（県内新聞 2 紙）を行い、イベントを広く PR すること。
- ④ポスターを 50 部以上作成し配付すること。（デザイン例：B2、片面カラー）
- ⑤沖縄市内の全世帯へイベントチラシを投函し、告知に努めること。

(5) 沖縄民謡 LIVE の開催

- ①沖縄民謡 LIVE を開催し、観光客の誘客により賑わいを創出すること。
- ②出演者は、県内で活動する沖縄民謡アーティストとワークショップ参加者とする。
- ③開催時期は観光客が増加する年末年始とし、多くの観客を動員できる場所で開催すること。
- ④広く県内外から集客を図れるような手法で告知すること。
- ⑤インパクトのある LIVE 名を考案すること。なお、イベント名称の決定においては事前に市から承諾を得ること。採用された名称に関する一切の権利は市に帰属し、今後も市が自由に使用できるものとする。
- ⑥新聞掲載（県内新聞 2 紙）を行い、イベントを広く PR すること。
- ⑦ポスターを 50 部以上作成し配付すること。（デザイン例：B2、片面カラー）
- ⑧沖縄市内の全世帯へイベントチラシを投函し、告知に努めること。

(6) 各イベント共通事項

- ①パンフレットの作成及び配布
 - ・本件委託業務で開催する音楽イベントや、市内において民間主体で開催される

音楽イベント、市内ライブハウスでのライブ情報などが掲載されたパンフレットを作成し、広く県内外からの誘客に繋がるよう効果的に配布すること。

- ・制作部数は6,000部以上とする。(10月~翌年1月の各月1,500部以上、デザイン例：A3二つ折り両面、カラー)

② イベントチラシの作成及び配布

- ・本件委託業務で開催する音楽イベントのチラシを作成し配布すること。
- ・製作部数は1,000部以上とする。(10月~翌年1月の各月250部以上、デザイン例：A4片面、カラー)

③ SNSを活用した情報発信

- ・本業務で開催する音楽イベント情報について、すでに運用している「おきなわ音楽月間」専用のSNS(X、Instagram、Facebook)を活用し周知を図ること。
- ・各イベント情報は原則2ヶ月前までに掲載し、週に1回以上の投稿を行うこと。また、終了したイベント等については、原則イベント終了から1週間後までに写真等を用いたレポートを投稿すること。

④ ホームページを活用した情報発信

- ・契約締結後速やかに「おきなわ音楽月間」専用のホームページを今年度の情報(ワークショップ公募等)に更新して公開すること。
- ・原則2ヶ月前までには各イベントの情報を掲載し、イベント終了後は原則1週間後までに写真等を用いたレポートを掲載するなど、積極的な情報発信に努めること。
- ・ホームページの仕様を変更する際には、市の承諾を得ること。
- ・ホームページが正常に機能し続けるように、ドメイン有効期限の更新や定期的なメンテナンス及び改善を行うこと。
- ・市へのホームページ引継ぎを2月以降に行うため、体系的な資料整備等を行い、円滑な引継ぎを行うこと。

⑤ その他媒体を活用した情報発信

- ・県内外の情報誌及び情報サイトへの投稿など、その他媒体を活用した情報発信に努めること。

⑥ 紙媒体及びホームページ等を活用し、各イベント開催時にアンケート調査を実施すること。また、回答率が高まる工夫を行うとともに、調査内容は事前に市と調整し決定すること。

⑦ ワorkshop及びまちなかLIVEの公募にあたっては、契約締結後、速やかに実施計画書(公募手法、実施内容等)を市へ提出すること。

⑧ イベント実施日の2ヶ月前迄に実施計画書及びアンケート様式を作成の上、市へ提出すること。

また、雨天時や感染症拡大時でも対応可能な代替案を作成すること。

なお、実施後は速やかに実施報告書を提出すること。

- ⑨イベントの詳細内容や出演者の選出にあたっては、事前に市と調整の上で決定すること。
- ⑩集客を図るために、その他本市の主催事業との連携を検討すること。
- ⑪多種多様な音楽ジャンルで構成すること。
- ⑫屋外で実施するイベントについては、音量の調整や導線及び駐車場の確保、地域への協力案内文書の投函等、周辺住民に十分配慮すること。
- ⑬イベント来場者の料金は無料とする。
- ⑭チラシやポスターについては、多くの人の目を惹きやすいデザインとし、文字の大きさや図などは理解しやすいよう十分配慮すること。また、デザイン案については、市に複数案提出するとともに、市の校正依頼に速やかに対応することとし、必要に応じて専門的な知識を有するグラフィックデザイナーに依頼すること。
- ⑮チラシやポスターのデザイン案の提出については、校正に要する期間を最低でも2週間とること。
- ⑯チラシやポスターに係る配布先リスト（配布先・配布部数等）を作成し、市の了解を得て配布すること。また、各イベント1か月前までには配布を完了すること。
- ⑰イベントを積極的に周知するよう、出演者へ依頼すること。
- ⑱イベント会場の使用料は受託者にて負担すること。
- ⑲イベントの実施にあたっては、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル（令和3年1月版）」を熟読のうえ実施すること。

5. 音楽イベント等開催時における会場設営、全体進行、運営及び管理等業務について

- ①統括責任者を配置し、市の担当者及び事業関係者と密に連絡調整すること。
- ②準備、実施、撤収等の全行程において、安心、安全を最優先に確保し、十分な危機管理体制のもと業務運営を行うこと。
- ③道路使用許可申請など関係機関へ申請が必要な場合は、事前に市へ報告し、速やかに手続きを行うこと。
- ④会場内における万が一の事故等に備え、必要に応じてイベント保険へ加入すること。
- ⑤鑑賞しやすい環境となるような工夫をすること。
- ⑥イベント全体の進行・裏方、場内整理、場外整理、案内、出演者対応、来場者対応（迷子、拾得物、クリーンスタッフ、アンケート）等、必要に応じてスタッフを配置し、業務を遂行すること。
- ⑦出演者及びスタッフの手配、各種調整、報酬等の支払いなど、すべての手続きを行うこと。

6. 事業の記録、アンケートの実施及び事業報告書、必要書類等の提出

本業務の遂行に当たっては、以下に掲げる書類等を遅延なく提出すること。

①業務着手時

- ・着手届（紙媒体）1部
- ・主任担当者等届（紙媒体）1部
- ・その他指示する資料

②業務期間中

- ・その他指示する資料

③業務完了時

- ・完了届（紙媒体）1部
- ・引渡書（紙媒体）1部
- ・事業報告書（紙媒体・電子媒体）各1部
※紙媒体の規格は、原則A4カラーとする。
※電子媒体は、原則DVDで提出すること。
- ・本事業における音楽イベント等の写真及び映像の記録データ（電子媒体）1部
- ・その他指示する資料

④事業の実施内容を写真や映像等で記録し、報告書とともに市に提出すること。報告書には、実施内容、実績（集客数等）、評価、課題考察を明確にすること。また、その他市が本事業における資料等を要求した場合は、それに応じること。

⑤アンケート調査の結果を集計し、分析結果をまとめ、市に提出すること。

7. 音楽著作権等

音楽著作権及びその他の権利使用料は、受託者が申請・支払を行い、領収書を報告書に添付すること。

8. 受託者の責務

①受託者の責務において、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、緊急連絡網の作成・配布、避難誘導マニュアルの作成・周知・配布等の事故防止に関する必要な措置を講ずること。また、感染症等の拡大防止を図るため、スタッフ及び出演者等本業務に関わる全ての関係者へ感染予防対策を徹底させること。

②本契約の履行にあたって出演者に不測の事態などが発生した場合、市・受託者協議の上、受託者の責任において代役を充当すること。

③万一、事故等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

④関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。

⑤業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

⑥本契約にかかる経費を適正に支出していることを明らかにする帳簿及び領収書等の

証拠書類を整理し、事業を実施した翌年度から 5 年間保管すること。

9. 業務成果の帰属等

- ①本業務で取得した全ての財産は、本市へ帰属するものとする。
- ②本業務の実施により生じた著作物に係る全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、本市へ帰属するものとする。
- ③本業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

10. その他留意事項

- ①本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、市と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。
- ②災害、感染症等の不測の事態により市が事業中止の決定をした場合は沖縄県および沖縄市の感染症対策機関の指示に従うこと。その場合、事業中止の決定日までに実施した業務について報告を行い、検査を受けること。検査に合格した場合は、事業中止の決定日までに発生した委託費を請求することができる。